

町税は口座振替で！

税金は、私たちが豊かで安全な暮らしが出来るよう警察や消防、保健衛生や教育などの公共サービスや、道路や橋、港湾や上下水道などの公共施設の整備・充実に充てられています。私たちが社会の一員として暮らしていくために、みんなで出し合って負担しているのが税金です。

税務課では便利で安心、確実な口座振替制度のご利用をお勧めしています。口座振替を利用される方は、紀州農業協同組合、なぎさ信漁連、紀陽銀行、さのくに信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行の各金融機関窓口で口座振替される通帳と届出されている印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。口座振替依頼書は、税務課窓口および各金融機関窓口にてご用意しています。

※口座振替の受け付けは金融機関窓口のみです。税務課窓口での受け付けはしておりませんのでご注意ください。

令和4年分所得税申告相談

2月16日から

令和4年分の所得税の申告相談受付が、2月16日(木)から始まります。申告される方は、必ず正しい申告を行ってください。

申告しなければならぬ方

- ① 事業所得や不動産所得などがある方
- ② 給与所得のある方で、次に該当する場合

- ▼ 令和4年中の給与収入が、2000万円を超える場合
- ▼ 給与を1か所から受け、地代・家賃などの収入があり、給与所得や退職所得以外のこれらの「所得の合計額」が20万円を超える場合
- ▼ 給与を2か所以上から受けている方で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計が20万円を超える方

確定申告が必要な方で申告をしないかたたり、誤った申告をされますと、後で不足の税金

を納めていただくだけでなく、更に加算税や延滞税を納めていただくことになる場合がありますのでご注意ください。

町県民税の申告

町県民税の申告は、町県民税や国民健康保険税の課税資料の基となるとともに、所得証明書の発行や、各種手当での受給者資格の判定や支給額の算定などをするための資料になります。令和5年1月1日現在で日高町にお住まいの方は、申告が必要です(申告不要の方もおられますので、ご確認ください)。

町県民税の申告が必要な方

- ・ 勤務する事業所などから、役場に給与支払報告書が提出されない方
- ・ 所得税の確定申告はしないが

- ・ 扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などを受ける方
- ・ 令和4年中に会社退職などに

より、年末調整を受けていない方

- ・ 所得税の確定申告は必要ないが、雑所得、一時所得、事業所得などの所得のある方(農業などで町申告の方)
- ・ 前年に収入がなかった方(町内在住者の被扶養者は除きます)など

町県民税の申告が不要な方

- ・ 所得税の確定申告をした方
- ・ 給与のみの収入で、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- ・ 公的年金のみの収入で、他に控除するものがない方

- ・ 収入がなく、同一世帯の家族の方が、会社の年末調整または確定申告で扶養親族として届出されている方(年少扶養も含みます)など

【お問い合わせ先】

税務課(☎033-338022)

役場での申告は事前予約が必要になります

申告会場でお待ちいただくことがないように、今年度から事前予約を導入します。予約日時については以下の日程表のとおりです。

なお、税務署の受付印が必要な方は、直接税務署で確定申告の提出をお願いします。

○事前予約について

・予約開始日時

2月1日(水)から
午前8時30分～午後5時15分
(土日祝除く)

・予約方法

- ① 電話(☎63・3802)
 - ② 税務課窓口
- ※予約の変更やキャンセルも
同じ方法でお願いします。

○申告期間

- ・令和5年2月16日(木)から
3月15日(水)まで

○申告場所および時間

役場 税務課
(午前9時から午後4時)
(以下の日程表参照)

申告当日

お持ちいただくもの

(確定申告・町県民税の申告共通)

① 所得関係書類

令和4年中(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の収入などが確認できる書類(源泉徴収票、収支内訳書、給与明細など)

② 控除関係書類

令和4年中に支払われた生命保険・地震保険・国民健康保険・介護保険・後期高齢者保険・国民年金などの支払証明書、医療費領収書など

③ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳など

④ その他、申告に必要な関係書類

※収支内訳書や医療費控除の明細書は作成のうえ、ご持参ください。

【お問い合わせ先】

税務課(☎63・3802)

所得税・町県民税申告相談日程表

2月

日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
×	×	×	×	○	○	×
19	20	21	22	23	24	25
×	○	○	○	×	○	×
26	27	28				
×	○	○				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			○	○	○	×
5	6	7	8	9	10	11
×	○	○	○	○	○	×
12	13	14	15	16	17	18
×	○	○	午前のみ	×	×	×

○予約可能な時間帯は以下のとおりです

①午前 9:00～9:25	⑤午前11:00～11:25	⑨午後2:00～2:25
②午前 9:30～9:55	⑥午前12:30～12:55	⑩午後2:30～2:55
③午前10:00～10:25	⑦午後 1:00～1:25	⑪午後3:00～3:25
④午前10:30～10:55	⑧午後 1:30～1:55	⑫午後3:30～3:55



※3月15日(水)は⑤午前11:00～11:25を最終とします。
予約時間に遅れないようお願いします。

【お問い合わせ先】

税務課(☎63・3802)